

随意契約によることとした理由

1 業務名

戸山地域・湯来地域活性化プランに基づく地域の自立的・持続的な取組促進業務

2 業務概要

「戸山地域・湯来地域活性化プラン」に基づく、地元住民や事業者による自立的・持続的な取組を促進するため、地域における実施体制の構築に向けた効果的な支援策を検討するためのモデル事業を行うとともに、自主的な取組を進めるために必要となる協議や研修等のコーディネートを行うものである。

3 契約の相手方

(1) 所在地

廿日市市宮内4433番地宮内 グランデ203号

(2) 商号又は名称

株式会社地域事業再生パートナーズ

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務は、両地域の住民や関係団体等に密着した伴走支援や、当該地域の資源を生かした活性化のノウハウの提供など、中山間地域の活性化についての専門的かつ実践的な知見を生かした企画提案力が求められることから、受託者の選定に当たっては、入札金額だけで受託者を選定する「一般競争入札」ではなく、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

同プロポーザルにおいては、1者から企画提案書の提出があり、「戸山地域・湯来地域活性化プランに基づく地域の自立的・持続的な取組促進業務プロポーザル審査委員会」（以下「プロポーザル審査委員会」という。）において審査した結果、当該事業者を受託候補者として特定したため、同事業者と随意契約を締結する。